

関税に対する「戦略的思考」の必要性

2024年6月20日

西村あさひ法律事務所・外国法共同事業

弁護士 米谷 三以

0 略歴

- ▶ 2023年4月～ 西村あさひ法律事務所・外国法共同事業 弁護士
- ▶ 2017年4月～2023年4月 経済産業省通商政策局通商法務官
- ▶ 2008年～2015年 経済産業省通商政策局国際法務室長
- ▶ 1998年9月～2002年7月 世界貿易機関（WTO）法律部法務官
- ▶ その他、政府、法律事務所等において国際経済法実務に関わり、また法政大学法科大学院、東京大学公共政策大学院、政策研究大学院大学などにおいて研究・教育に従事。国際経済法学会理事（2012年～）。
- ▶ 編著書：
 - ▷ 『国際経済法』（共著）（東京大学出版会、2015年）
 - ▷ 『国際経済ルールの戦略的利用を学ぶ』（共編著）（文眞堂、2022年）
 - ▷ 『企業の技術戦略と国際公共政策』（共編著）（文眞堂、2024年）
 - ▷ そのほか、「『持続可能な発展』からみた『指導原則』の位置づけ－国際経済法と人権保障との統合の試み－」国際経済法雑誌創刊号（2023年） 等論文多数。

1 企業経営における関税問題の意義再考

関税問題は、企業にとって、関税負担の削減またはコンプライアンスという通常業務の一課題に止まらず、経営戦略に関わる。この点の意識改革が必要。

▶ かつて輸出の目的は余剰生産能力の活用が主であったが、現在は輸出においても利益を追求するのが通常。関税の企業収益に及ぼす効果は絶対額でも大きいですが、そもそも関税分の利益を出そうとすれば相当の売上げ増加が必要。

- ▷ 例：ITA紛争（DS）における複合機関連の関税減少額は計算上年間140億円（『国際経済ルール of 戦略的利用を学ぶ』83頁）。140億円の利益を得るには、利益率10%としても、年間1400億円の売上げ増加が必要。
 - ▶ ITA紛争：情報通信機器の関税撤廃合意（1996）後に、EUが、デジタル複合機のアナログ複写機（関税率6%）への分類をルール化しようとした。日本は、この企てを押しとどめ（2007@WCO/HS）、逆に、WTO協定違反として関税賦課を撤廃させた（2011@WTO/DS）。

1 企業経営における関税問題の意義再考（続き）

関税問題は、企業にとって、関税負担の削減またはコンプライアンスという通常業務の一課題に止まらず、経営戦略に関わる。この点の意識改革が必要。

- ▶ 関税ルールは、製品開発、工場の立地選択、サプライチェーン構築など、企業の投資判断に影響する。部品製造者であってもユーザーの製品の原産地認定ルールの影響を受ける（製品が無関税で輸出できるためにどの原産国・メーカーの部品が有利か、など）。
 - ▷ 製品開発に関わる例1：EUにおいて有税のビデオカメラに分類されないよう、デジカメの動画機能は30分未満に限定されていた。⇒日EU EPA等ビデオカメラの関税引き下げで一部対応（元々がカメラであり、コンピュータとの接続能力による区別（デジタル複合機等）は難しかったか。）
 - ▷ 製品開発に関わる例2：大型の液晶ディスプレイは、コンピュータ関連製品よりもテレビ関連製品に分類される傾向。しかし、デジタルサイネージはコンピュータ接続される。
 - ▷ 立地に影響する仮設例1：A国の輸入関税率がMFNベースで10%、GSPで途上国からは5%。AB国間でFTAにより関税撤廃。⇒A国への輸出基地としてはB国が優位。
 - ▷ 立地・サプライチェーン構築に影響する仮設例2：特惠原産地規則の相違が及ぼす影響。
 - ▶ AB国間：4桁ベースの関税分類変更に加え、25%の付加価値基準を採用。
 - ▶ AC国間：4桁ベースの関税分類変更のみ。
 - ▶ AD国間：4桁ベースの関税分類変更に加え、累積規定あり。
- ☞ A国市場への輸出を考えると、どこに立地するのが有利か、調達先をどうするかは考慮要素の一になる。またD国に立地するアSEMBラーに納入する部品メーカーとしてはどこに立地するのが有利かの考慮要素の一になる。
- ☞ 関税率・原産地規則が変更される可能性すなわち動的考慮が必要。また輸出先市場・製造拠点が複数存在すればより複雑な考慮が必要。

2 関税は変数であり、戦略的働きかけが可能

関税関連ルールは働きかけによって変化し得る。したがって、所与とせず、（経営）戦略的対応を考える余地がある。関係する手続・組織を踏まえ、適切な相手方に適切なタイミングで働きかけることが必要。

- ▶ 企業は、関税の負担を減らすことに経済的利益を有する。政府・国際機関等を動かすためには、困難からの救済を訴える陳情よりも自らの要求の政策的な正統性・実現可能性の説明を含めた働きかけが必要・有効であり、戦略とこれを支える分析が求められる。
 - ▷ ITA紛争の事例（『学ぶ』5章）は、情報産業の世界的振興が企図され、コンピュータ関連製品の貿易自由化を推進する通商政策が採用されている状況（ITA合意（1996）等）において、デジタル複合機をその範囲外にする（アナログコピー機（9009.12）とする）分類に政策的妥当性がなく、関係ルールの形成・解釈として正しくないことを、WCO、WTO（DS手続）といったフォーラムを利用してEUに認めさせたもの。さらにそれを基礎に、ITA2交渉において他国の関税撤廃を追求・確保した事例。追求するHSの取扱いについて米国（産業界）の支持が得られるか、ITAに基づく関税譲許の解釈（HSに準拠－関税分類の観点重要）として適切か、ITA2交渉の日程などの分析が基礎にあった。

2 関税は変数であり、戦略的働きかけが可能（続き）

関税関連ルールは働きかけによって変化し得る。したがって、所与とせず、（経営）戦略的対応を考える余地がある。関係する手続・組織を踏まえ、適切な相手方に適切なタイミングで働きかけることが必要。

- ▶ 関税制度の諸要素は、従前の慣行、税関実務の現状等から自律的・技術的に決まる度合いが高い（たとえば用途基準が敬遠される理由）。しかし、当然に一義的に決定されるとは限らず、産業・経済政策上の考慮を取り入れる余地がある。しかも、考慮に含めるべき情報、たとえば製品の技術的特徴、企業のサプライチェーンの特性等、が内外の政府（意思決定者）に当然に正しく完全に届いているとは限らない（新製品・技術ではなおさら）。そこに政府やルールを動かす企業等の戦略的対応の余地と必要性とがある。
 - ▶ 関税は「税」であり財政収入獲得も目的であるが、経済政策（国内産業保護、産業育成）のツールでもあるので、その点の考慮により引き下げ／除外が認められる可能性がある。－例：WTOの関税交渉、ITAや環境物品交渉、FTA締結などにおいて関税撤廃・削減の対象に含めるかどうかは政策的考慮。
 - ▶ 関税分類については、税関実務（検証可能かどうか）からの制約を踏まえた上で産業・経済の発展と関連する政策を反映して決定されるべきもの（たとえば国内産業保護のために分類を設けるとすれば商品分類よりも産業分類的になりやすいか、など）。また統一化のためのHS分類についても、産業・経済の発展を反映して4～6年ごとに見直されるし、統一的施行を確保するための紛争解決手続も存在（『学ぶ』3～5章）。－例：ITA紛争（デジタル複合機はアナログコピー機（静電効果を利用する光学系機械）かコンピュータ関連製品か－いずれに分類する説明は可能だが、DX推進が共通テーマなら後者に分類されるべき－このことは自明でなく、技術・構造等の理解の上でのみ納得し得る）。

(参考) 関税制度のどこが戦略的対応の対象となり得るか

関税制度における様々な要素が戦略的対応の対象となり得、企業からの働きかけの対象となり得る。

	国際交渉・ルール形成	国際ルールの執行	税関等実務
関税率	① 諸フォーラムにおける関税交渉（WTO/EPA）の立ち上げ、交渉範囲・優先順位の設定	② 関税譲許の解釈（HS条約の解釈） ③ 最恵国待遇義務等の解釈・適用	⑥・⑩（関税分類・原産地規則の解釈・恣意的運用）
関税分類	④ HS分類の改訂	⑤ HS条約の解釈 ②（関税譲許の解釈） ③（最恵国待遇義務等の解釈・適用）	⑥ 国内分類の解釈・運用
原産地規則	⑦ 非特惠原産地規則のハーモニゼーション ⑧ EPA/FTA交渉における特惠原産地規則の交渉	⑨ FTA例外・授權条項の解釈を通じた規律可能性。 ⑩ 原産地証明の方法・容易化。 ③（最恵国待遇義務等の解釈・適用）	⑪ 特惠原産地規則の解釈・運用
通関手続の透明性	⑫ WCOにおける標準化／ガイドライン、WTOにおけるルール形成（貿易円滑化協定、輸入ライセンス協定等）	⑬ WCOにおける働きかけ、WTOの関連委員会／EPAのビジネス環境整備手続等。	⑭ 税関協力・技術協力
その他	⑮ 輸出関税の譲許		⑯ 特殊関税の利用 ⑰ 関税割当の実務 ⑱ 水際措置 ・・・等

3 関税戦略を生み出すエコシステムをどう整備するか

効果的な戦略的対応のために様々な関係主体の専門能力向上、さらに情報共有・共同研究・協働関係の構築が必要である。

- ▶ 戦略を立てるために、企業の経営戦略・産業政策と関税・税関政策とを有機的に関連させる必要が顕在化している。
 - ▷ ITAケースの例：ITA－情報通信機器の貿易自由化、HS委員会の利用（関税分類に関する交渉と解釈）、WTO DSの利用（関税譲許の解釈、ITA 2 への利用。）
 - ▷ 特恵原産地規則の利用：日本のEPA/FTAのみならず、外国のFTAにおける原産地規則の動向。原産地証明の手続整備の状況。（投資を検討する以上）投資を検討する国における投資保護（貿易救済法の利用可能性を含む）、ビジネス環境整備との連携等の総合的判断が必要になる。

3 関税戦略を生み出すエコシステムをどう整備するか（続き）

効果的な戦略的対応のために様々な関係主体の専門能力向上、さらに情報共有・共同研究・協働関係の構築が必要である。

- ▶（現状の課題）企業・産業政策当局は、関税・税関政策の内在的論理を理解することが、関税当局は、産業構造、産業政策についてのインプットが必要である。またかかる有機的結合を活用するために、包括的・多角的に問題（関係する手続・組織・政治情勢を含む）を研究・分析し、（必要に応じて）国際的制度的利用まで視野に入れた企業・政府の戦略立案をサポートし、とくに企業と政府との関係において仲介する実務専門家層が企業の内外に必要となる。
 - ▶（専門性の向上）大企業の対応向上も重要だが、戦略的に対応するためのコストについては、中小企業の負担が相対的に重い。⇒法律事務所、通関業者（通関士）等専門家による対応体勢の構築、経験の蓄積、総合力・戦略提案力を向上させる学び・意見交換の場の創設。
 - ▶（官民連携）関税・原産地ルール交渉、HS改訂・解釈決定その他税関関連諸政策に関する企業・産業団体その他からのインプットを容易にし、国家戦略の形成につなげる⇒官民間の定期的な意見交換・協議を通じた政策形成コミュニティ形成。
 - ▶（政府内連携）経済産業省通商政策局・物所管官庁を巻き込んだ産業界・専門家集団（研究者を含む）との対話手続・エコシステムの構築。
 - ▶（国際連携）外国の税関・関税当局との協力関係を強化する方向性の検討（HS等における味方作り、専門性・技能向上を通じた予見可能性向上など）。またその基礎となり得る、内外の関税実務専門家間での国際的連携。



西村あさひ法律事務所・外国法共同事業

東京都千代田区大手町1-1-2 大手門タワー 〒100-8124

Tel 03 6250 6200